

平成19年第5回水道事業運営委員会 議事録

日 時：平成19年9月12日（水）午後3時00分～

場 所：石狩市役所 2階 202会議室

事務局出席者：11名

棚橋部長、伊藤課長、下野課長、古屋場長、鎌田課長、赤間課長、開発主査、
清野主査、武藤主査、宮原主査、佐藤主事

委員出席者：11名

余湖 典昭、菅野 勲、佐藤 雅代、三國 哲男、土門 隆一、石川 国弘、
安藤 牧子、眞柄 泰基、小笠原 紘一、永井 雅師、松井 隆文

傍 聴 者：13名

議 事：（１）第三者委託について

（２）パブリックコメントの実施について

（３）その他

配 布 資 料：別添のとおり

記

伊藤課長 お疲れ様でございます。時間となりましたので、ただ今より平成19年第5回石狩市水道事業運営委員会を開催いたします。なお、堂柿委員につきましては、公務のため欠席となっております。また、荒澤委員につきましても、所用のため欠席する旨の連絡がありましたので、ご報告申し上げます。それでは、開催にあたりまして、棚橋水道部長よりご挨拶申し上げます。

棚橋部長 皆様には、時節柄何かとご多用のところをご参集いただきまして、誠にありがとうございます。前回の当委員会におきまして、危機管理やリスク分担、また運転管理・維持管理マニュアルと業務分担などについて、様々なご意見、ご指摘をいただきました。事務局といたしましては、説明不足、また資料不足などの面がありましたことから、このたびの審議にあたりまして、浄水場等の運転管理・維持管理マニュアルを始め、業務委託要求水準書案、委託業務内容と業務・リスク分担案、また危機管理方針を盛り込みました石狩市水道部災害対策要綱、第三者委託に関わる受託者選定委員会設置要綱案などの資料をそれぞれ事前に送付させていただきました。後ほど、それぞれパワーポイントを通じましてご説明をさせていただきますので、よろしくご審議を賜りたいと存じます。

伊藤課長 続きまして、余湖会長様よりご挨拶いただきたく存じます。

余湖会長 本日はお集まりいただき、どうもありがとうございます。今、部長からお話があったけれども、前回の委員会では、事務局の説明についてもう少し詳しい説明をしてくださいというようなご意見がいくつかございました。また、前回は定足数ぎりぎりの条件ということもございまして、もう1回出来るだけ多くの委員の方がいる席で最終的な決断をしたいということで、今日お集まりいただきました。今日の審議は2時間くらいを予定しておりますが、第三者委託の議論の最終回にできればという予定であります。

それでは、早速審議に入りたいと思います。今日はかなり膨大な資料がございしますが、説明は主にパワーポイントで行われると思いますので、わかりにくい点があればご遠慮なく、聞いていただければと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

開発主査 水道部業務課の開発と申します。よろしくお願いいたします。本日の審議に際しまして事前に資料を送付させていただきました。主にパワーポイントシートでご説明をしてみたいと存じます。最初に、前回審議で課題となりました浄配水場施設の運転管理や維持管理マニュアルの内容につきましてご説明をいたします。続いて、委託業務の業務分担とリスクを画面とパワーポイントシートで、また、危機管理の件については新たに危機管理方針を付け加えるなどの見直しをしたところであります。最後に受託事業者の選定手続き、具体的なフローをパワーポイントシートでご説明をさせていただきます。これらの審議後にパブリックコメント実施のご判断を願うものであります。それでは、浄配水場施設の運

転管理や維持管理マニュアルの内容について、浄水担当の武藤から説明をさせていただきます。

武藤主査

浄水場の武藤と申します。よろしくお願いいたします。今日の議題でありますマニュアルのご説明の前に、確認の意味になりますが、第三者委託後の市民サービスはどういった形になるのかということにつきまして、イメージした図がありますので、それについてまずご説明いたします。

このシートは、委託前並びに現在の浄水場でのサービスレベルとお考えください。以前、審議されましたように、今後、技術基盤の確保は難しいと言われております。ということは、今までどおり市が浄水場の維持管理をしていくと、このサービスレベルを維持することも難しいというのが今の現状になると思います。これが第三者委託に移行いたしますと、どういった形になるかということなのですが、まず、第三者委託は、市が受託者に対し業務要求水準書という形で、現在の浄水場でのサービスレベルを、最低限これだけ守っていただく、この業務をやっていただければ、今の浄水場のサービスレベルが維持できます、といった内容のものであるシートとお考えください。こういった形で、業務要求水準書を受託者に示します。そして、これから行います第三者委託というのは、民間業者のノウハウ、アイデアを生かすということです。受託者から維持管理に関するノウハウ、アイデアを受け、そういったものを取り入れていきます。こういった形で、第三者委託の業務が開始されていきます。さらに、第三者委託の業務が継続していく過程では、受託者が市に対して様々な改善や要求をしていきます。市では、そういった提案を受けまして、費用対効果といったようなことを考えながら、採用するかどうかというのを決めていきます。これを採用するということになりますと、これは受託者のアイデアやノウハウを活かせるということになりますので、さらにサービスのレベルが向上していくという形で捉えております。

続きまして、もう1点、確認の意味でご説明をしたいと思います。第三者委託の委託業務の形態は、今までの委託のやり方と若干違いますので、そのことについてご説明いたします。現行の委託というのは、個別発注による仕様発注ということで、浄水場の様々な業務に対し、それぞれ個別に別々の業者に委託するという形で行われております。委託する業務内容も仕様書で厳格に決められておりまして、業者の選定は入札によって最低金額を提示した者になるという形態になっております。これは、委託する内容がはっきりと決められておりますので、どの業者が受注しても行う内容は同じとなります。従って、業者は入札で最低の金額を出した者にするということになります。こういったやり方は市の事務的な処理ですとか、業務間での連携がとれないということで、若干効率が悪いということになります。第三者委託というのは、浄水場の維持管理からそれに付随する様々な業務全てを一括して一つの業者に委託するというものです。発注方式も、受託者の持つ技術力というのを最大限に引き出すということで、性能発注としたところです。性能発注というのは、受託者に最低限行ってもらう業務内容を業務要求水準書という形で示しまして、その他の部分につきましては受託者の独自のノウハウ、アイデアを生かして行ってもらえるものです。なお、こういったことから、現時点では第三者委託後の業務内容の全体像というものは、つかむことはまだできませんので、今の時点では第三者委託の具体的な内容は、お示しできないという状況になっております。また、市は業者に対しまして、全ての業務に対し監督・監視していくという形になります。

次に、維持管理マニュアルについてご説明をさせていただきます。前回の委員会で維持管理マニュアルがどうなっているのかという課題をいただきましたので、ここではマニュアルについてご説明をいたします。現在の運転管理・維持管理マニュアルは、事前に送付をさせていただいていますが、その内容を詳しく説明する時間はありませんので、簡単にご説明いたします。マニュアルの目的について、清浄な水道水の安定給水のために浄配水場など、そういった施設を適切に保守・維持管理する方法を示すものであります。その内容につきましては、花川南浄水場の操作室勤務の内容ですとか、花川南浄水場以外の浄水場の巡回・点検時におけます監視項目、それから管理業務や管理する上での注意事項、また、水質管理業務、保守管理業務、薬品調達、そういった様々な業務の内容が書かれてお

ります。このマニュアルに付属するものとしまして、花川南浄水場の操作室には、オペレーターと言いますが、日勤・夜勤が必ず毎日おり、ここに、オペレーターになったときの業務内容などを詳しく説明したもの、さらには機械類の操作方法などを解説したもの、また、花川南以外の施設の巡回点検時におけます点検日誌の記入方法、そういったものが付属で付いております。前回の委員会で課題となった部分で、このようなマニュアルは、委託後どうなるのかということなんですけれども、これにつきましては、今回の第三者委託は性能発注ということになりまして、第三者委託後の業務内容全体像というのは、業者からの提案によって変わってくるものでありますことから、現時点ではその内容ははっきりしておりません。こういったマニュアルは、どのようになるのかと言いますと、現存のマニュアル、それから各施設の資料、設備仕様書、図面類、また、業務要求水準書並びに契約書、このような書類を参考に、業者に企画提案書を提出していただきます。これらを提出後、選定委員会で審査を願い、受託者を選定していただき、受託者が決まった段階で、業務の内容がはっきりいたします。その業務の内容というのが、受託者のノウハウやアイデアを取り入れたものになるということです。マニュアルもそういった受託者のノウハウやアイデアを盛り込んだものとなっていきます。ですから、新しいマニュアルというのは受託者が作成することになります。なお、下の方に市と書いてありますが、これは市では新しく出来たマニュアルを必ず点検、チェックいたしますということです。また、マニュアルとしましては、市では維持管理マニュアルというものが必要だったんですが、受託者と業務内容や手続きなど、こういったものを明らかにしたマニュアルは策定しないといけないだろうと考えております。

続きまして、業務分担とリスクの説明になります。ご説明の前に再度確認になりますが、委託後の業務の流れとして、受託者と市がどのように関わっていくのかということについて、説明させていただきます。なぜこのようなご説明をするのかと言いますと、浄水場の業務を全て委託すると言いますと、聞く人によっては、浄水場の業務を全て業者に丸投げして、市は一切関わりを持たずに責任をとらないというようなイメージを持たれる方もいらっしゃるかと思いますが、そうではないということをここでご説明したいと思います。

まず、第三者委託で受託者が決まりましたら、業務要求水準書、契約書などに基づき業務が開始されていきます。業務を進めていく過程では、必ず定期的に、毎日報告ですとか、月例の報告ですとか、いろいろ規定しております。さらに何かあったときにも、その都度必ず市に報告、連絡がなされるようになっております。協議というような形で、これらが行われるということであり、市は受託者から、そういったものを受けましたらすぐ、その状況を把握いたしまして、受託者にそのままの業務を継続してくださいという受諾ですとか、市の意見、指示を出し、市の意向を受託者に伝えたりします。受託者はそれを受けて、業務を進めていきます。また、必要な度に報告、協議をして、受諾、意見というふうに、受託者と市が密接に常時関わりあって業務が進められていくという形になります。ですから、受託者と市が相互に密接に連絡を取り合うという体制を作ることになります。そのため、こういったシステムのために、市では工務課内に受託者との窓口役、監視役として、2名の職員を配置することとしております。先ほどから何度か出てきておりますけれども、業務要求水準書について、ご説明をいたします。業務要求水準書というのは一体何なのかということなんです、この業務要求水準書の目的についてですけれども、これは市が浄配水場の運転管理業務の委託において受託者に求めている業務水準で、今の浄水場の技術レベルに基づいた水準を規定したものです。この要求水準書は受託者が企画提案書を作成する上でも大切な指針となるものとなります。この中では、業務の対象施設、それから企画提案書に記載が必要な事項、受託者が契約上把握しておかなければならない事項、業務遂行上必要な事項や受託水道業務技術管理者を置かなければならない、といったような業務体制上、受託者に求められている事項、こういった項目について明確に記載しております。また、危機管理対応や、委託業務内容の概要ということで、浄水場事業に関しましては様々な業務が含まれておりますが、その内容を大まかに説明しております。その他、様々な業務内容と業務の中で求められている事項、委託業務の分担と責任分担といった内容となっております。

委員皆さんのお手元に、資料の 2、業務委託要求水準書をお配りしていると思いますが、この内容について詳しく説明するのは量が多いものですからできませんので、この中から水道の重要な 3 つの要素、水質管理、水圧の管理、水量の管理、この 3 つの点につきまして説明をさせていただきたいと思います。まず、水質管理の内容になりますが、水道水の場合は水道法により水質基準を遵守しなければいけないと厳格に決められており、配水池から管末水までは必ず水質基準に適合することとなります。また、消毒の程度を表す残留塩素の範囲などを、この中で規定しております。残留塩素は末端で必ず 0.1 以上出さなければいけないこととなっておりますので、それは必ず守らなければいけないのですが、それを守った上で、例えば、花川南浄水場では 0.5~1.2 mm/L の濃度の範囲で出してくださいというような形で提示しております。次に水圧管理の水準になりますが、これは管末で減圧給水とならないように、すなわち蛇口をひねって水の出が悪いなど、そういったことがないようにということで規定しております。末端で 0.15MPa 以上と規定しておりますが、各浄水場の圧力範囲、水圧というのは配水ポンプという設備の能力によって決まります。従いまして、この設備の能力を考えて各浄水場の水圧の基準を決めております。花川南浄水場ですと、昼間は 0.35~0.45、夜間は 0.25~0.35 というような形で決めています。それから、水量管理の水準については、石狩市の場合は水量を左右する大きな要素というのが、水源であります井戸から汲み上げられる水の量、これが大きく左右します。このため、井戸から汲み上げられる水の量を最大限に有効利用していくこと、これを業務要求水準書の中で規定しております。色々な要求をしても、井戸から水が汲み上げられないと送れないということになりますので、こういった水準になっております。また、札幌市の分水量なんですけど、これは使えば使うほど費用負担が増していきますので、過去の色々なデータを整理しながら、一日平均受水量 2,450 トンというのを示しておりますが、これを超えないように努力してくださいという努力目標を設定しております。

次は、業務分担のご説明になります。まず、皆様のお手元に資料の 3、委託後の業務内容と業務リスク分担という 30 ページほどの資料が届けられたかと思います。この資料もボリュームがあり、全てご説明することは難しいことから、先ほど説明をいたしました、水道の大きな 3 つの要素、水圧、水質、水量、この要素についてご説明させていただきます。

先ほどご説明いたしました、水圧というのは、石狩市の場合、全部平坦地になりますので、配水ポンプ、配水設備を使って、水を加圧して皆様のご自宅に送っております。ですから、水圧を規定するのは、その設備の能力ということになります。市では、今ある設備で可能な配水圧力の水準といったものを業務要求水準書で提示いたします。受託者は、この業務要求水準書に基づき配水設備の維持管理、監視、調整、点検、操作、それから整備ですとか故障対応、軽微な修繕といったものを日常業務で行っていきます。故障や事故があった場合、一次処置をしていただくほか、故障機を停止して予備機に切替え、断水を避けるというような業務をしていただきます。先ほどもご説明いたしましたが、維持管理上何かあった場合、必ず定期的に連絡・報告が双方になされるということになります。市はそれを受けて、受諾、意見、指示という形で、受託者に意向を伝えていき、業務が進められることとなります。この水圧に関しての業務責任の範囲ということになりますが、通常の維持管理に関わるものについては、受託者の業務範囲になります。市の業務になるものとしては、規模の大きい修繕工事、それから配水圧力の異常の原因が配水管網や給水装置にあるもの、これについては市が責任をもって行うこととなります。今回、第三者委託で配水管網、給水装置というものは委託の範囲に入っていないことから、この部分については市が行います。

続きまして、水質の業務分担に係るご説明をさせていただきます。水道水の必須条件は、水道法の水質基準を遵守しなければならないということがございますので、どんな場合でも水道の水質基準ということは守られなければなりません。受託者、市、どんな場合も守っていくということになります。また、その他の水道水の要求水準になりますが、これは現在ある水処理の方法によって処理できるものには限界があります。そういったことから、原水の水質と水処理方法を考慮いたしまして、過去数年の水質検査結果というものを参考にしながら、要求水準が決められていくこととなります。ここで示されました水準をもと

に、受託者がそれぞれ毎日水質検査ですとか法定の水質検査、それから各浄水工程での水質検査などを行って、水道水の水質状況、水処理の状況を把握し、分析、検討をして改善していくといった業務をしていきます。なお、何かあった場合は、すぐ市に連絡、報告という形で、結果的には市の意向を伝えるという形になります。それから、水質についての業務分担については先ほども少しご説明いたしました、第三者委託では受託者が浄配水場の維持管理と管網の末端の水質検査を業務範囲としております。その間の配水管網といったものは、今回の第三者委託には含まれておりません。従って、この部分は市で管理していくということになっております。そういったことから、もし、この末端部で水質の異常が見られたといった場合には、その原因が何かということをもまず判断して、浄配水場の維持管理に原因があるとなった場合は受託者が、配水管設備、給水設備に原因があれば市が負う、ということになります。ただし、第三者委託の中に配水管の洗管作業というのを含めており、配水管が汚れて水質が悪くなったなどといった場合は、配水管の洗管作業を行います、これにつきましては委託に入っておりますので、受託者が実施をしていただくということになります。これが水質についての業務の分担になります。

次は、水量についてです。水量の要求水準を決定する要因といたしましては、大きく 3 つあげられます。一つは、浄配水場の施設能力、もう一つは、浄水場の場合、水道の原水になります井戸から汲み上げられる水の量、これが大きく左右します。それから配水設備能力、これはいくら取れる水が多くても送れる設備の能力が足りない就送れないということで、これも決定する要因となります。現在、石狩市の場合は水量を決定する大きな要因といたしましては、井戸から汲み上げられる水の量というのが大きな要因となっており、業務要求水準書の内容に対して、具体的な数値は示しておりません。取水井を良好に維持管理した上であがってくる水の量、これを有効に使っていただく、そういった量を、要求を満たす水量と判断しております。

余湖会長 この文章、若干わかりにくい部分があるんですが、簡単に言うとどういうことなんでしょうか。

武藤主査 井戸というのは、無理をすれば結構水があがってくるものですが、あまり無理をすると、井戸自体を壊してしまうことになっていきますということなのですが。

余湖会長 維持管理上の適正な水量とはそういう意味ですか。

武藤主査 井戸の水位などを見たらわかるんですけれども、そういったものを監視しながら量を決めて使ってくださいということになります。そして、水量で一番問題になってくるものは、浄水場で水が足りなくなってきたといったような場合はどうするのかということになります。こういった場合は重大な決定になりますので、市と受託者が協議して、井戸の汲み上げる水の量を増減、変更するかどうか、それと給水区域、浄水場から送っている水の区域を変更するかどうかなどといった重要な決定については、市と受託者双方で協議して決めるということになります。業務責任の範囲といたしましては、水量の増減に係わる決定に関しますことは市と受託者が協議して行い、水量の監視、分析等の維持管理、それからバルブ操作といったような作業につきましては受託者で行っていただきます、ということとなっております。

続いて、リスクの分担についてのご説明をさせていただきます。現在の業務形態でのリスク分担につきましては、各委託業務がそれぞれ個別の業者と仕様発注によって契約しておりますので、業務仕様書で示された業務遂行上で発生したリスクに対してだけ、リスクを負うということになります。それに比べまして、今回の第三者委託におけるリスク分担ですが、受託者が施設の維持管理などほぼ全ての業務を行うこととなります。そういった意味から、維持管理におけるほとんどの部分でリスクを負担していただくということになります。例をあげますと、現在浄水場では、施設の維持管理を個別に委託しております。その内容というのが、施設の監視、記録をとることなどの限られた内容となっております。もし、どこかの施設で故障が発生しますと、受託者はそのことを浄水場の職員に伝えれば役割は終わります。従って、連絡さえしてしまえば、後のリスクは負うことはないということになります。第三者委託では、どこかの施設が故障したということになりますと、受託者が現地に急行して確認、原因を調査して、故障を解除できればそれを解除し、

また応急対応、連絡といったことを全て行うこととなりまして、その過程において生じるリスクについては全てというようなことになります。ただ、市ではリスクの分担について契約書等で明記し、受託者と契約して取り決めるということになります。例といたしまして、自然災害、それから不可抗力による予測不能なものに関しては、市のリスクになるということになっております。

続いて、リスク管理、維持管理上のリスク管理についてご説明いたします。現在のリスク管理につきましては、例えば故障が起きた、事故が起きたといった場合は花川南浄水場のオペレーター、操作室ですね、そこで監視盤や遠方監視装置で常時監視しております。警報で、故障等がありますと、そこでわかるようになっておりまして、そういった場合、浄水場の職員が急行いたしまして、確認、原因究明、原因の解除といったような初期対応をし、直らないといった様な場合は、予備機に切り替えるですとか、応援の要請あるいはメーカーに依頼して故障を直すといったような応急処置をとります。また、自然災害や地震が起こった場合についてですが、これにつきましては、お手元の資料の4に、水道部の災害対策要綱に基づき応急の体制をとります。これは被害ですとか、状況の程度によりまして、レベルを設けておりますが、応急の体制をとって、それぞれ役割分担をし、その役割分担に基づく応急対応行動をとるという形になります。こういったリスク管理が、委託後どうなるかと言いますと、提案を受け受託者のノウハウ、アイデアを取り入れていきます。委託後のリスク管理といたしましては、市で行っていたリスク管理を基本にいたしまして、受託者独自のノウハウやアイデアがありますから、新しいリスク管理の手法が導入されていきます。もしくは、今あるリスク管理のやり方に対して、若干のノウハウを差し込んでいくというような形になるかと思えます。また、受託者によりましては、リスク管理の新しい体制を導入するですとか、リスク管理のための新たな機器を設けて行うというようなことも考えられるかと思えます。自然災害や地震などに関しましては、水道部の災害対策要綱に基づき、その体制の中に組み込みたいと考えております。以上です。

余湖会長

はい、ありがとうございます。ちょっと長かったんですが、今の流れを復習しますと、最初の業務要求水準書、これがいわゆる第三者委託をするときの憲法みたいなものですね。大原則となります。それで、この考え方がどうなっているのかということについて、水道の技術上の三要素という言葉があるんですが、水圧・水質・水量の3つについて、どういふところを市が責任を持ち、あるいは市が指示を出し、受託者がそれに対して、どういふような責任を持つかというようなことが説明されまして、最後の2枚のスライドはリスクの分担と管理という説明がありました。災害対策要綱については、後ほど関連するところがあります。それで、スライドの13番をちょっと見せてもらえますか。たぶん市民の方は水道水の水質ということが大きな心配なんだろうなということで、確認の意味でお伺いしますが、水道水の要求水準の必須要件として、水道法の水質基準を守るんですよということが書いてありますね。一方で、原水水質と水処理方法を考慮し、過去数年の水質検査より水質の要求水準が決まると書いてありますけれども、ここをもう少しわかりやすく説明してください。

武藤主査

これは、水道法の水質基準というのは絶対的なもので、守らなければいけないということとであります。それを要求水準にしてしまいますと、今現在の水処理で処理できている程度というのが、水道の水質基準のレベルよりもかなり良い項目というのがございます。水質基準をもし要求水準にしてしまいますと、業者さんも今まで良いレベルであった基準の項目を、変な解釈ですけれども、水質基準のレベルまで下げてもいいのかなというような感覚になってしまうのを防ぐためです。ですから、今ある水質のレベルを絶対下げないというような考え方の元に、こういった基準を設けております。

余湖会長

つまり、今まで大体、石狩の水道の水質というのはこの程度だから、最低でもこのレベルは守りなさいということですね。

武藤主査

はい、そうです。

余湖会長

要するに、今、石狩に水道があるわけですから、その水道水が水道の水質基準をクリアしていないのはおかしいわけで、当然クリアしている。その上で、今のサービスレベルよりは下げないということを言っている、ということですね。

武藤主査 そのとおりです。

余湖会長 私からの確認は以上ですが、今までの説明について、活発なご意見をお願いします。

小笠原委員 業務水準の具体的な内容というところの水量管理の水準というところなんですけれども、その一番下、「札幌市分水量は平均受水量を示し、これを超えないように努力する」という意味ですが、この設定というのは最大ではなく、平均受水量に設定するんですか。

武藤主査 最大ではなくて、平均受水量です。

小笠原委員 平均となると、何日間か一週間とか、5 日日間とか区切らせなければならぬですね。その中で満足してくださいと言うのか、日単位で言うのかによって表現が変わると思いますが。

武藤主査 今までの過去のデータが、年間の平均値というのをずっと出してきています。それを見て、年々上がっているんですけども、その上がり方から来年度、再来年度は平均これぐらいになるように、という形で示したわけなんですけれども。

小笠原委員 一年間ですか。

武藤主査 はい。時期によって、札幌分水をかなり使わなければいけない時期と、低く抑えられる時期があります。それは給水区域変更ということで対応しているんですけども、そういうのも全部一年を通して、だいたい平均受水量に落ち着くようにということなんです。

余湖会長 実際には、例えば夏の水量が非常に多いときには、これは平均だから、これよりはるかに大きい量になるんですよ。だから、たぶん実際に業者と契約したら、このような情報も当然与えるということですよ。

武藤主査 年間の最大値と最低値というのも表しております。

小笠原委員 他の井戸なんかとも関係があったら、今会長も言ったように、これは経験則で言っているわけなんですよね。ですから、新しく受託する側にしたら、何もわからない状態なわけですから、情報を提供して経験則を教えないとまずいと思います。

余湖会長 どうもありがとうございます。他にいかがでしょうか。

永井委員 浄水場から配水管や末端が描かれた配水管網図がありましたよね。問題が発生した場合、色々な原因があるかと思います。例えば給水設備くらいになればよくわかると思うんですけども、配水管設備と浄水場で、どちらに原因があるのか、浄水場の水処理過程でちょっと問題があったのではないかと、あるいは配水管網がこの地域がちょっと古いなど色々あり、原因が判明できるのかと。配水管網に原因があってこの水が出たのか、浄水場で作られてこれが配水管網に入ってきたのか、このあたりの分け方と言うのか、判断というのは、過去の色々なデータを参考にして考えているのですか。

武藤主査 そういうこともありますし、やはりそういったことが起きた場合、原因が何かということで、市と受託者で互いに調査して、末端の水質と、例えば浄水場から出てすぐの水質とで測ったりですとか、配水管網の他の場所での水質がどうなのかとか、そういった調査をしたりして、実際に受託者と市で調査して原因を究明していくということになると思います。

余湖会長 今の永井委員のお話は、ここでだけ水質検査をしていると、ここから悪い水が出ても、これが原因だ、あるいはここが原因だということがわからないということですよ。ルーティンとしては、ここの部分で水質監視をしているという体制にはなっていないんですか。

武藤主査 浄水場の出口の部分では、見てもらっています。毎日と言うか、色とか濁りとか、そういう水質検査の 50 項目まではやりませんけれども、目視の検査ですとか、濁度の検査ですとか、そういったところは見ております。

永井委員 とにかく混乱のないようにしなければ、受託者も困るのではないかと思います。お互いにキャッチボールをし出す可能性もなきにしもあらずと感じましたので。

眞柄委員 配水管の洗管作業は第三者委託に含まれているため受託者が実施するというのは、受託者というのは、第三者委託の受託者ですか。

武藤主査 そのとおりです。配水管網の維持管理は市が行いますが、洗管は第三者委託の受託者になります。

余湖会長 資料 3、19 ページの ですか。役割分担、業務分担、リスク分担の中に配水管の洗管の項目がありましたね。石狩市の水道が配水管の洗管作業を第三者委託に入れた、基本的な

理由は何ですか。

下野課長

浄配水場からの残留塩素は、0.5~1.2と幅を持たせております。一方、末端の水質検査では0.1以上出るようにし、それを毎日測定するというのが受託者の業務内容となっております。洗管作業が終わった後というのは、配水管はきれいなものですから、浄水場で0.5で出している、末端で0.1以上あります。ところが半年くらい経過しますと、徐々に管に汚れがついていきますので、残留塩素が消失されていきます。また末端ですと、家がないところがあり、段々、残留塩素がなくなっていきます。そういう意味で、浄水場で0.5じゃなく徐々に上げていって、1.2で末端で0.1以上を確保する。つまり、浄配水場では0.5~1.2の幅でやってくださいということです。末端で0.1以上を確保するための水質改善のための配水管の洗管作業を受託者をお願いしたいという考えに基づいています。私どもは第三者委託の中にそれを盛り込んでいきたいと考えております。

眞柄委員

洗管作業を全体の委託の中に入れた方が合理的だと私は思います。ただ、受託者の立場にたつと、洗管作業をこれまでどれくらいの頻度でいつやってきたかというような情報がないと、洗管作業の計画書が出来ないですね。それは提供されるのですか。

下野課長

はい、受託者が決まった時点で行います。

眞柄委員

わかりました。それと、今やっている洗管作業は消火栓と末端から水を出すくらいの洗管作業ですか。

下野課長

場所によっては毎日連続排泥ということも行っております。

眞柄委員

特殊な機械を使ったりするような大規模な洗管作業ではないわけですね。

下野課長

はい。

眞柄委員

わかりました。それなら大丈夫でしょう。

余湖会長

洗管と言うと、ブラシを入れて、というようなイメージがありますが、そういうことではなくて、パイプの中に泥吐き弁というのがあるんですけれども、それを開けて泥を出すといった形ですね。

下野課長

新しい水に替えて、捨てるということです。

余湖会長

他にいかがでしょうか。

眞柄委員

その洗管した水量は、市で負担するんですか。

下野課長

そのとおりです。

眞柄委員

量の計測はするのですか。

下野課長

しております。

佐藤委員

一ついいですか。主要要素の水圧・水質・水量というお話が今あったんですけれども、業者さんなり受託者さんなりの提案を受けてというお話があったんですが、この主要な点に関して、画期的に非常に大きな変更が予想されていらっしゃるのかどうかという点だけお聞きしたいと思います。つまり、現時点でやっていないけれども、民間なり受託される方々が、こんなに素晴らしく低コストなり良い状況でできる、という技術なりノウハウなりが予想されているのかどうかという点だけ教えてください。

武藤主査

内容が入札に関わり、また業者さんの独自のノウハウなどの関係もありますので、今、ご説明は差し控えさせていただきます。

余湖会長

少なくとも現状維持はできるであろうし、佐藤委員が言われるように、プラスの方向に行く望みはあると思いますが。他にご意見ございますか。

安藤委員

先ほどの、配水管の画面をお願いします。そこで、水質検査が水色のところで行われるということであれば、そこに行き着くまでの責任は、受託者が負うということですね。しかも、配水管の洗浄も受託者に依頼するというのであれば、当然水質検査はあの場所で行われていいし、そこまでの責任は受託者にあるということですね。

武藤主査

水の流れが悪くて、停滞して残留塩素が下がってきたといった形になれば、受託者が洗管などをして改善するという事です。ただ、配水管そのものに原因があって、例えば老朽化しすぎて水が汚れるとか、そういったようなことに関しては市が責任を負うことになります。

安藤委員

混乱のないようにお願いをしたいと思います。

余湖会長

洗管作業をやることによって、その情報を受託者がつかんで、受託者自ら洗管作業をや

れるというメリットは確かにありますよね。他にいかがでしょうか。またご質問があれば後から伺うことにして、先に進みたいと思います。よろしくお願いします。

開発主査

次に、危機管理についてご説明をさせていただきます。市水道部には災害対策要綱がございまして、これは水道施設に被害が発生した場合などにおける水道部内の配備体制や配備体制を整えるための要領などが記載されているほか、災害時における職員の任務、応急復旧対策や応急給水など、3つのマニュアルの下、水道部職員が復旧対応にあたる内容となっております。この度、市民に安全で安定した水道水の確保を図るため、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又はそのおそれがある場合における予防対策及び応急対策についての方針、危機管理方針を定めたところであります。災害や事故には地震、テロ、停電、水質異常などを想定することができますが、このような不測の事態に備え市は事前準備、組織体制や対応の基本的な方針を、また災害等の発生時における応急対応を危機管理方針の中で位置付けをいたしました。

次は予防対策や応急対策の内容をご説明させていただきます。平常時におきましては、災害や事故を低減する策を講じる必要があるほか、地域防災活動が行えるよう防災訓練をあげることができると思います。また、防災についての知識を広く普及するため防災の研修などを、平常時から心構えとして持っていなければならないと認識しています。予防対策の具体的な中身は、水道施設工事の際、耐震化を見据えた施工、すなわち耐震化や、機械並びに電気設備の点検、防災訓練については復旧工事あるいは応急給水の訓練、施設の点検と訓練、さらに国や道など関係機関との連絡の訓練も、訓練として位置付けをしております。防災研修としては、国あるいは日本水道協会等との関係機関との連携のあり方の研修、職員がすべき職務の分担の研修、併せて復旧とか給水事業などを具体的な研修と考えているところであります。それから災害や事故発生時の応急対策については、総務、応急復旧、給水の各マニュアルがあり、国や支援機関との連絡調整、被害状況の調査は総務マニュアルに従って業務課の職員が対応することとします。復旧マニュアルでは、機材や用品調達、復旧工事の施工、これらを工務課の職員が復旧マニュアルに従って実施していくことになります。給水については浄水場職員を中心として、浄配水場に備え付けられている施設に、損傷があった際における施設の復旧工事を、また、応急給水ということを掲げておりまして、このことは被害の最小化・低減、拡大防止に繋がるものと考えております。

続いて、危機管理上の組織体制についてですが、カテゴリー分けをいたしました。例えば、カテゴリー1、縦軸に被害の程度が甚大であるか軽微であるか、それから発生頻度、これは気象的な条件も考えられますので非常に難しいところではありますが、少ない、多いということで分けています。カテゴリー1では、漏水とか小規模破損、濁水とか停電につきましては、市水道部で対応が可能との認識であります。カテゴリー2になってきますと、カテゴリー1よりも被害の程度があがると予想しており、地震、水質の異常事故、このカテゴリー2までにつきましては、市水道部で対応が可能であると認識しております。しかしながら、カテゴリー3、非常に影響が大きいものとして位置付け、大地震、大型の風水害などによる被害の際は、市水道部だけでは対応しきれませんことから、石狩市災害対策本部で対応することになると考えております。

次は、市水道部災害対策要綱の構成内容についてです。危機管理方針を上段に据え、その下に総務班総務マニュアル、工務班並びに浄水班応急復旧マニュアル、浄水班給水マニュアル、これら各マニュアルがあり、下段に事態の収拾、この辺りも全て包含したものを市水道部災害対策要綱として見直しをしたところであります。

余湖会長
開発主査

それは資料の4ですね。

はい、そうです。資料の4、少し分厚い資料になっております。次のシートは委託後の危機管理についてです。これにつきましては、危機管理方針案として資料の4、50ページほどになりますけれども、最終的にはこの要綱は受託者からの提案により、レベルアップした内容で改定をするということを想定しております。危機管理に対する基本的な考え、緊急支援の体制、例えば子会社を多く抱えているかなど早期復旧のための緊急支援体制の関係、さらに危機管理に関し業務従事者に対する教育とか研修についての基本的な考えを受託者から提案を願い、災害対策要綱に反映していくものであり、これらは水道水の確保

ということに繋がっていくものと認識をしているところであります。以上です。

余湖会長 はい、どうもありがとうございました。資料の4はかなりの分量ですので、詳しく中身を説明することは難しいですが、前回の委員会でも全体像がわかりにくい、あるいは危機管理マニュアルなるものの定義が私と水道部とで違ったりして混乱しましたが、今回形を整えて一つの形にはなったということであろうかと思います。非常に大事なところなのですが、あまり細かいことまで説明している時間がないものですから、ご質問・ご意見があれば自由をお願いします。

松井委員 スライドの22の確認ですが、被害の程度を甚大から軽微まででカテゴリ1、2、3、それによって誰が対処するのかという表になっていますが、横軸の発生頻度というのは、これは影響しないんですね。

開発主査 はい。

松井委員 それから、スライドの24の表で、水道部災害対策要綱というのが出ていましたけれども、これを見ると危機管理方針を踏まえて、受託者からの提案を受けて災害対策要綱に反映するという書き方になっていますけれども、これは災害対策要綱自体を変更するということですか。

開発主査 はい、そのとおりです。

松井委員 前回の運営委員会のときにも、市で作っている対策マニュアルですとか、こういった要綱は業者を拘束するものではなくて、市として用意するものであり、それとは別に受託者からの提案を受けて、受託者独自のマニュアルを策定するという説明だったと思うんですけども、この災害対策要綱についても、これはこの危機管理マニュアルというのも別にまた作るという意味ですか。

伊藤課長 業者から提案を受けて見直しをするということについては、浄水班の応急復旧マニュアル、それから浄水班の応急給水マニュアル、このあたりの部分を業者さんの力をいただいて、各々見直しをするということになっています。総務班と工務班については、今回業務委託の範疇外ですから、今ご質問があったとおり、市としての危機管理方針に基づいてマニュアルを策定する、策定なり見直しをするという考え方になっております。

余湖会長 このシートのこの箇所、ここここですね、この2つが変わってくると。こっちは変わらないと。それと確認なんですけれども、この「受託者の提案」というのがありますよね。これも、お宅に受託してもらいますよ、と決まってから受託者の提案を受け入れるということですか。

眞柄委員 決まる前ですよ。この仕事を受けますよ、という希望をもっているものが、提出する提案書の中に危機管理も入れてもらうんですよ。

棚橋部長 それにつきましては、資料でお示ししている業務委託要求水準書、資料の2でございすけれども、その13条におきまして危機管理対応ということで、受託者におきましても事前準備、組織体制ということについて、基本的な考え方を、企画提案書の中で示していただくという運びになっております。

眞柄委員 ちょっと、細かいことですが、今、消防で消火栓を開けたときに負圧になるようなこととか、消火用水を使っているときに浄水場から特別に水を送るとか、そういうことはされているんですか。されてませんか。

下野課長 最近はございませんけれども、以前、消防でバキュームを消火栓につけるといくらでも吸い出すことができますが、そのときに負圧になったものですから、それは止めてくださいと指示したことがあります。また、今以上に水を出してくれということもありましたけれども、それは浄水場の水圧を多少ですけれども上げて、量を少し多く出したという経緯がございます。

眞柄委員 石狩市の場合どれくらいの頻度で火事が起きているかわかりませんが、火事の際の用水に対して、受託者が配慮しなければならないことがあるかないか、消火栓を開けたときに影響があるようだったら、そのあたりのところは、危機管理のところ消防との連携を入れておかないと、浄水に影響が出てくるので、少しそこのところの実態がわかれば入れてください。

下野課長 眞柄委員のご指摘を踏まえ、私どももそのあたりを詰めさせていただきます。

余湖会長
安藤委員

他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

災害対策要綱に、こういうことも盛り込んでいただければなと思うことがあるんですけれども、先日の北見とか、新潟の大地震のときもそうだったんですけれども、なかなか復旧作業が進まないという状況で、1日も早く水が欲しいという市民の声があったと思います。そういう状況になったときに、今こういう状況にあり、復旧作業がここまで進んでいます、そういう情報を速やかに市民に伝達するというのも、いたずらに不安をあおらない程度にというか、状況を踏まえて市民に状況を率直に伝えるっていうことは、市民からの理解も得られるんじゃないでしょうか。給水作業は真っ先にしなければいけませんけれども、その折に同時に広報車で状況を伝えていくっていうのは大事なことでないかなと思います。

伊藤課長

安藤委員のご質問の部分について、災害対策要綱の中で総務班の職員がおりまして広報ということで、被害状況を周知、当然今ご指摘があったように、周知すべきものがあれば速やかに情報提供するというように努めさせていただきます。

安藤委員
余湖会長
伊藤課長

よろしくお願いします。

手段としては広報車ですか。

広報車が一番早く、迅速に行動できると思います。町内会によっては、各々連絡網みたいなものがありまして、そういったものを使ってということもあるわけなんですけど、素早い対応となると、やはり広報車を使用して周知をする考えであります。

安藤委員
伊藤課長
小笠原委員

あと、マスコミなどもありますよね。

はい。報道機関等も、当然大規模になれば、ご協力を願う可能性は高いと思います。

規模にもよりますけれども、マスコミに協力をお願いするとなったら、非常に危機ですよ。でも協力を願えば30分ごとに放送してもらえますし、随時やっていただけますので、非常に役に立ちますよね。

三國委員
余湖会長
三國委員

ちょっといいですか。

はい、どうぞ。

以前、テレビでも報道されていたと思いますが、災害時、避難場所もなかったんですよ。そうしたら、マニュアルの26ページに出てきますが、学校とかそういうのはいいんだけど、いざ住民がどこに避難してよいのかわからないと言えわからない。ここに学校とか会館とか書いてありますよね。ですから、それを広報に載せて、例えば、あなたの地域はここですよ、避難場所を明示することも必要ではないですか。極端な話、学校は近いけれども場所が違いますよという場合が結構ありました。だから、参考資料の26ページに書いていますが、住民にわかるようなシステムが必要だと思います。

棚橋部長

避難場所等については、2年前ですか、防災マップという形で、それぞれ避難場所等を示しておりますので、その場所は住民に周知されていると思います。ただ、水道の場合は、例えば断水といった場合につきましては、先ほど言いました広報車、それ以外にも様々な工夫が必要だと思っておりますので、それぞれ先ほどご意見がありましたけれども、十分検討のうえ、より良い方法を見出していきたいと思っております。

余湖会長
開発主査

他にいかがでしょうか。それでは、次の説明お願いいたします。

それでは、受託事業者選定の手続きについて説明をいたします。選定方法につきましては、地方自治法施行令に基づきまして、総合評価一般競争入札を採用いたします。また、地方自治法施行令上、学識経験者の意見を聴く委員会を作りなさいという決まりになっておりますので、選定委員会の設置をいたします。市は、この選定委員会から選定のありました最優秀企画提案事業者と契約締結に向けた交渉をすることになります。

続きまして、業務受託者選定委員会の具体的な内容についてです。設置の目的については選定手続きの公平性、透明性、客観性の確保のほか、専門的な知見、知識を踏まえた意見の聴取を目的として設置をするものであります。また具体的な役割については募集要項、選定基準などの事業者選定方法の審議を、さらに企画提案内容の審査・評価後、市長に報告をしていただくということになっております。組織について、学識経験者と市職員で構成し7人以内での選定委員会を考えております。この選定委員会の委員につきましても、市長が委嘱をすることを考えております。

続きまして、選定委員会の開催について、まず1回目は募集公告前に開催をいたします。具体的には募集要項と選定方法についてご審議を願います。2回目につきましては、平成20年3月上旬に、企画提案書の定量化審査を願い、3回目は、3月中旬に最優秀提案事業者を選定していただきます。開催回数は3回を見込んでおります。前回の審議で、当水道事業運営委員会と選定委員会の役割について、ご指摘がありましたので、ご説明をさせていただきます。説明シートはこちらになっております。市水道事業運営委員会につきましては、市長の諮問に応じ水道事業の経営に関する事項について調査及び審議を行う運営委員会であり、昨年8月24日に第三者委託導入について諮問をし、第三者委託導入の有効性・妥当性の判断を願うための運営委員会で、市に答申がなされます。一方、選定委員会につきましては、先ほどご説明しましたとおり、事業者の選定方法や提案内容の審査や評価を願うもので法令上、専門的知識を有している学識経験者などで構成される委員会で、最終的に最優秀企画提案事業者を選定していただき、市はその事業者と契約締結に向けた交渉を行うことになります。この件につきましては、事前送付いたしました資料の5、選定委員会設置要綱案を参照願います。続いて受託事業者選定の具体的なフローについてご説明をさせていただきます。このフローは案になります。まず平成20年1月9日に募集公告と同時に、およそ12日間ほど募集要項等の交付を行います。募集要項、それから企画提案をしていただきますので、企画提案に係る書類一式、実施要領や業務要求水準書、企画提案書の様式、審査評価基準と契約書の交付を予定しております。交付後、募集要項等に対する説明会を開催し、現場見学会、委託予定であります浄配水場の施設見学会を行います。次に、募集要項等に関する質問の受付を受託を希望される業者から受け付け、それに対する市の回答、2月20日を予定しております。続いて、参加表明書と資格確認書類の受け付け、資格確認書類の具体的な内容は、受託希望事業者の概要書や業務経歴書、登記簿謄本、納税証明書、有資格者の証明書などであり、2月上旬の3日間にわたり提出を願うものであります。

余湖会長
開発主査

案という意味は、日付が案という意味ですね。

はい、そのとおりです。この参加表明書と資格確認書類の受け付けは予備審査的なものを意味しており、これら参加表明書と資格確認書類で妥当となりますと、資格確認の審査結果の通知を行います。予備審査を通過いたしました事業者に対しまして現地の確認、委託施設の確認及び詳細な資料の閲覧、例えば位置図や平面図、設備台帳、あるいは市水道事業会計の決算書や予算書、その他様々な資料など、閲覧希望の事業者がいらっしゃれば、閲覧をしていただくことになります。次の段階では、入札書と企画提案書を提出していただきます。この際、入札価格と企画提案記載内容につきまして、不備等がないかを市水道部の事務局で確認いたします。この入札書と企画提案書、これらが全てクリアになりますと、選定委員会委員による企画提案内容の審査となります。3月中旬頃に最優秀事業者を選定していただきまして、市は3月下旬まで、およそ2週間少々あるかと思いますが、その期間内で最優秀提案事業者と交渉を行います。交渉が整いますと事業者を決定し通知するほか、市ホームページ上で公表をし、平成20年4月1日付けで契約を締結いたします。契約締結後、様々な業務委託内容を習得していただくために、4月から6月までの3ヶ月間にわたり習熟期間を設け、7月1日から受託者による業務の本格稼働を考えております。以上で業者選定に係る具体的なフローのご説明を終わらせていただきます。なお、資料の7は、本編並びに資料編に修正箇所が発生しましたことから、委員皆様に事前に送付をさせていただいたところであります。

余湖会長

はい、どうもありがとうございました。これが正式な手続きなんですけれども、前回の委員会のときに、事務局から説明があったんですが、今まで維持管理ですとか、危機管理の説明がありましたけれども、業者に対する事前ヒアリング、スケジュールをどう考えていますか。

開発主査

9月中には10数社の事業者に対し、資料の3を中心に、市が想定している業務委託や業務分担、リスク分担に係る事前調査を行い、事業者の意見を把握し、円滑な業務委託の移行に努めることとしております。

余湖会長

何か、ご質問・ご意見ございますでしょうか。例えば、今日は大変多くの資料があつて、

膨大な中身についてご説明がございましたけれども、全体を通してでも結構ですので、何かご質問・ご意見ないでしょうか。それでは、当水道運営委員会の手続きとして、委員会として審議し、こういう包括委託の方向についてご理解をいただいたということになれば、それによって今度は、パブリックコメントを実施することとなります。ですから、今日お諮りするのは、パブリックコメントを実施してもよろしいかどうかということになります。その点、よろしいでしょうか。

各委員
余湖会長

はい。

どうもありがとうございます。非常に長く、およそ1年くらい審議をしたかと思います。ただ、非常に重要な問題ですので、またパブリックコメントで色々な意見が出てくると思いますが、当委員会としてパブリックコメントに入ることを了承するということにさせていただきます。これに関して、事務局からお願いいたします。

開発主査

ただ今、委員の皆様にご配付いたしましたのは、第三者委託に係るパブリックコメントの概要版になります。この概要版を作成いたしました趣旨は、市ホームページ上では本編、と資料編の両方が公表されることになるほか、公共施設に第三者委託の書面化したものを備え付けなければならないという決まりになっております。本来ですと、本編と資料編を備え付け市民の皆様からご意見・ご提言を頂戴するのが、ベストを思いますが、パブリックコメントの担当からは、60ページ近い分厚いものは、市民は敬遠し見ることはなく、パブリックコメントを実施する意味がないとのことであります。しかしながら、概要版であれば市民の方は読まれるとのアドバイスがあり、市水道部内で検討の結果、概要版を作成しパブリックコメントに付することといたしました。

概要版の構成内容案は、「はじめに」ということで、現在の水道の状況を記載し、次に1番として、第三者委託の概要を説明し、2番として第三者委託の導入に向けた技術基盤確保と水道会計の記載を(1)、想定している業務の範囲を(2)、委託導入時における懸案事項や対応策を(3)、受託事業者の選定方法を(4)、という構成内容として、本編と資料編の本質的なところを抽出した資料作りとさせていただきます。なお、現在、市議会が開会中でして、14日に水道部所管の常任委員会が開催され、そこで第三者委託の審議経過等の報告を行い、市議会報告後に市ホームページへの公表、概要版の備え付けを考えており、概要版の内容等について当運営委員会のご判断を願えればと存じます。

余湖会長
開発主査

概要版というのは、制約があるんですか。

5ページ程度となっています。なお、市ホームページでの公表に際し、本編表紙は平成18年度というタイトルを付しまして審議してまいりましたけれども、この平成18年度の箇所を削除した形で公表を考えており、概要版についても平成18年度という箇所を削除し、公共施設への備え付けを考えています。

余湖会長

それでは、概要版について、ただ今から2分間時間をかけます。ちょっと目を通していただけますか。何か気がついた点がございましたら、ご指摘いただければと思います。本編から引っ張り出してきているので、もしかすると若干構成が統一されていないところがあるかもしれません。ちょっと、私が気づいたのは2ページの右側に(1)の というのがありますね。これの最初2行はいらないんじゃないでしょうか。

小笠原委員
余湖会長

分水費・受水費って書いてある部分を削除した方がいいと思いますが。

「第三者委託では」というところから始めた方がいいのではないかなと思います。他にいかがですか。

佐藤委員

はじめにっていうところで、一段落目のはじめになんですけれども、全て1段落1文章という形で、非常に長い文章がずっと続いていて、なかなか読む気にならないというか、主語と述語がどこで繋がるのかわからないというのが気になりました。もう一つが、1の「第三者委託制度の概要」のところなんですけれど、「第三者委託では、」のその文章なんですけれども、このあたりからがたぶん肝のはずなのに、非常にわかりづらいというか、色々な情報を伝えたいというお気持ちが出ているのはわかるんですけれど、簡潔にした方が伝わるのではないかと思います。

余湖会長

こういう概要版に、絵とか使うっていうことはないんですか。ページが増えるということもあるからですかね。ちょっと文字ばかりでわかりにくいというのはあるんですよね。

市民が最初に読む文章としては、やはりご指摘のとおりだと思います。他に何かございますか。もしよろしければ会長預りにさせていただいて、例えば、「はじめに」の文の最初の段落とか、そういうところをもうちょっと文章をわかりやすくし、場合によっては絵で説明するとか、そのようなことでご一任いただければ、そのように対応したいと思います。よろしいでしょうか。

各委員
余湖会長

はい。

それでは、そうさせていただきます。どうもありがとうございました。非常に長い期間、かつ長い時間ご審議いただいてありがとうございました。まだ、完全に終わったわけではなく、まだ先がありますが、一つ委員会としては大きな節目を迎えたと思います。今日はありがとうございました。では、事務局にお返しいたします。

眞柄委員

最後に一言だけお願いですが、他の水道事業体にとって、大変参考になるレポートができたと思います。そういう意味で、どこかの機会で石狩市の運営委員会で検討してきたことを発表していただいて、他の水道事業体の参考になるようにご配慮願いたいと思います。外国ですと、これくらいのレポートはお金をつけて売れるものですが、日本はそうもいきませんので、無料ということになるかもしれませんが、ぜひ他の水道事業体の方々に参考となるようご配慮ください。

余湖会長
棚橋部長

ありがとうございました。

一言、お礼を申し上げたいと思います。先ほど、会長からもお話がありましたように、昨年8月24日に当委員会に第三者委託について諮問をさせていただきました。延べ7回、1年余りにわたりまして、熱心かつ精力的にご審議をいただきました。この間、先進地視察ですとか事務局の資料精査など、大変時間を要し、委員の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。このたび、今日のご審議をもちまして、基本的には了承されたということで、次にパブリックコメントに進むことになりました。今後はパブリックコメントの結果を、さらに当委員会にお示しした上で、審議を願いまして最終的に答申をいただければなと思っております。これまでの長丁場にわたるご審議に感謝を申し上げるとともに、今後ともご協力をよろしくお願いしたいと思います。大変どうもありがとうございました。

開発主査
余湖会長
開発主査
余湖会長
伊藤課長

本日の議事録署名委員は、三國委員と土門委員ですので、よろしくお願いいたします。次回の目途としては、第三者委託に関して言えばいつ頃になるというのがあります。10月末から11月上旬を予定しております。

はい。わかりました。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、終了させていただきます。ありがとうございました。

(終 了)

平成19年10月31日議事録確定

石狩市水道事業運営委員会
会 長 余 湖 典 昭

議事録署名委員
三 國 哲 男

議事録署名委員
土 門 隆 一